

平成 22 年 3 月 4 日

太子町長 首 藤 正 弘 様

太子町保健福祉審議会

会長 森 本 正 志



保育所徴収金基準額表の改定について（答申）

平成 22 年 3 月 4 日付で本審議会に諮問された「保育所徴収金基準額表の改定」について、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、全員一致をもって次のとおり結論を得たので、下記のとおり答申する。

記

現行の保育所徴収金基準額表の第 7 階層の定義として記載されている所得税課税額 413,000 円以上には、所得階層に大きな幅があり、国が保育所徴収金基準額表の階層区分に新たに第 8 階層を創設し、高所得者層に負担拡大を求めることには妥当性があり理解できる。

昨今、保育行政が重要視される中、保育所徴収金基準額の設定にあたっては、町の財政状況をはじめ、近隣市町との保育料の均衡や利用者の負担能力に十分配慮し、利用者の理解が得られるよう、適正な保育料の設定を希望する。